

終戦に伴ひ在外同胞の衣食住等の生活及内地引揚げは緊急の問題となつてゐるが、外務省管理局に於て發表せる軍隊を除く在外同胞數は左の通りである。(九月二十三日發表)

地域別

員數

華北(含蒙疆)	三二二、〇〇〇
華中	一七二、〇〇〇
華南(含香港)	一六、〇〇〇
滿洲(含關東州)	一、二五〇、〇〇〇
北部朝鮮	二五七、〇〇〇
南部朝鮮	四五一、〇〇〇
樺太	三九〇、〇〇〇
臺灣	三二〇、〇〇〇
南洋群島	二四、〇〇〇
シヤム	三、〇〇〇
佛印	七、〇〇〇
ビルマ	二、〇〇〇
ヒリツピン	一八、〇〇〇
舊軍政地域	四〇、〇〇〇
合計	三、二四二、〇〇〇

備考 終戦當時在留同胞中ニハ原則トシテ現地召集者ヲ除キオルモ實情判明セザルモノアルニ付

正確ナ期シ難シ

内地在住朝鮮人の歸國問題

終戦後内地在住朝鮮人の歸國に就ては、船舶其の他の交通状況に鑑み當初から相當の制限統制が加へられきたが、歸國者中には之を無視して出發する者多く、爲に關門博多地區には多數殺到増集して、甚しく

混亂を來たしたので、政府は九月二十五日より新に輸送統制を強化する目的を以て、左の如く取扱要領を定め、之を關係方面へ通牒した。

内地既往一般朝鮮人歸國取扱要領

一、方針

内地既往一般朝鮮出身者にして歸國を希望する者に對しては輸送の円滑を期する爲計畫輸送を實施し適切なる保護の下に之が歸還に遺憾なきを期するものとす

二、歸國希望申込及其取組

1、歸國希望者は其の居住地所在の地方興生會支會に住所氏名及行先を明示の上歸國の申込を爲すものとす

2、地方興生會支會は歸國希望申込人員を地方興生會に報告し地方興生會は之を取組め毎月五日迄に中央興生會に報告すると共に關係地方鐵道局に通報するものとす

3、中央興生會は之を厚生省に提出し厚生省は右に基き運輸省に輸送要請を爲すものとす

三、輸送計畫

1、運輸省は厚生省の輸送要請に基き月間列車運轉及船舶運航計畫を樹て各地方鐵道局に一日平均輸送人員を割當つると共に厚生省に之を通報するものとす

2、地方鐵道局は右割當に基き所在地地方興生會と連絡の上都道府縣別一日平均輸送人員割當を當該地方興生會に通知するものとす

3、地方興生會は乗車船券發賣驛(又は東亞交通公社)と連絡の上出發者の乗車船券購入の斡旋を爲すものとす

四、出發準備

1、地方興生會は出發者の日時決定したるときは出發準備及團體行動の爲代表者を選定し代表者をして概ね十人を單位とする班を編成せしむるものとす

2、貧困にして旅費に窮する者に對しては地方興生會に於て旅費の全部又は一部を給與することあるものとす

3、地方興生會は出發者をして所要見込日數に應じたる食糧を携行せしむる如く取計ふものとす(參考車内以外に船中一日豫備一日以上)

4、地方興生會は歸國者の代表者に對し救急醫藥品等を給與すると共に必要なる携行品を準備せしむるものとす

5、歸國者の代表者は地方興生會の協力に依り出發指定驛所在地以外の地に居住する歸國者に對し出發當日出發驛に遲滞なく參集する様充分手配するものとす

五、旅行中の保護

1、列車乗船驛及主要驛所在地の地方興生會は旅行中の歸國者保護の爲停車場に適當員數の職員を派遣し湯茶等の斡旋を爲すものとす

2、乗船地に於ける歸國者の保護は引揚民事務所(引揚民事務所設置なき場合)に於ては當該地方興生會)並に中央興生會所屬下關及博多興生館等に依り之に當るものとす

(イ) 列車乗船地に近接したるときは乗船地に於ける歸國者保護斡旋機關の所在其の他の諸留意

事項を周知徹底せしむること

(ロ) 列車到着毎に停車場に出入りへ歸着者名簿に

依る宿舎給食醫療乗船手續等の斡旋を爲すこと

(ハ) 乗船の際は埠頭に見送り必要ある場合に於ては引揚民事務所より船中に醫師又は連絡の爲の職員を乗込ましむること

國民勤勞動員令等の廢止

勤勞配置規則の制定

前記の如く政府は終戦直後國民勤勞動員令施行上の應急措置を講じ、根本的對策に就ては將來に譲ることとなしたが、昭和二十年十月に至り成案を得、同月十一日勅令第五百六十六號を以て國民勤勞動員令及關係法勅令を廢止し、新に厚生省令第四十號を以て勤勞配置規則を制定公布した。

勅令第五百六十六號(昭和二十年十月十一日)

左ニ掲グル勅令ハ之ヲ廢止ス

國民勤勞動員令

醫療關係者徵用令

醫療關係者職業能力申告令

工場事業場技能者養成令

重要事業場勞務管理令

學徒勤勞令

學校技能者養成令

國民勤勞動員委員會官制

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付

テハ本令施行後ト雖モ舊令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ際現ニ存スル國民勤勞動員令ニ依ル徵

用、勤勞協力及徵用又ハ勤勞協力ニ伴フ扶助、醫療

關係者徵用令ニ依ル徵用及徵用ニ伴フ扶助並ニ學徒

勤勞令ニ依ル勤勞協力及勤勞協力ニ伴フ扶助ニ付テ

ハ國民勤勞動員令、醫療關係者徵用令及學徒勤勞令

ハ仍其ノ效力ヲ有ス

他ノ命令ニ於テ國民勤勞動員令ヲ準用スルコトノ定

アル場合ニ於テハ同令ノ廢止ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ

依ル

國民勤勞動員令ノ廢止ニ伴ヒ必要アルトキハ厚生大

臣ハ從業者ノ勤勞配置ニ關シ必要ナル命令ヲ發スル

コトヲ得

國民勞務手帳法施行令中左ノ通改正ス

第四條第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

第六條中(同條第一號又ハ第二號ニ該當スル者ニ在

リテハ徵用又ハ勤勞協力ニ依ル使用者)ヲ削ル

第七條第二項第一號及第二號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

二 削除

同條第四項ヲ削ル

第八條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

同項第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 削除

勤勞配置規則(昭和二十年十月十一日)

(厚生省令第四十號)

第一章 總則

第一條 昭和二十年勅令第五百六十六號附則第四項ノ規定ニ基テ從業者ノ勤勞配置ニ關スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 職業指導

第二條 地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監以下同

ジ)ハ都府縣高等官中ヨリ職業指導官ヲ命ジ求職者

ニ付テノ就職スベキ職業等ニ關スル希望、就職ノ條

件其ノ他就職ニ關スル必要ナル事項ノ調査其ノ他必

要ナル職業指導ニ關スル事務ニ從事セシムベシ

地方長官必要アリト認ムルトキハ學識經驗アル者ニ

囑託シ職業指導官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムベ

シ

第三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ求職者ニ對

シ其ノ就職前ニ於テ勤勞適性検査又ハ勤勞訓練ヲ受

ケシムルコトヲ得

第三章 雇入及就職

第四條 工場、事業場其ノ他ノ場所(以下事業場ト稱

ス)ノ事業主一ヶ月以内ノ期間ニ於テ十人以上ノ從

業者ヲ雇入レントスルトキハ其雇入ノ員數其ノ他雇

入レニ關シ必要ナル事項ヲ豫メ雇入ヲ爲サントスル

事業場ノ所在地ノ所轄勤勞署長ニ届出ツベシ

前項ノ規定ハ別ニ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 厚生大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキ

ハ業種又ハ職種ヲ指定シテ女子等其ノ指定スル從業

者ノ雇入、使用、就業及從業ヲ禁止又ハ制限スルコ

トヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限アリタルトキハ其ノ

禁止又ハ制限ノ指定ヲ爲シタル業種又ハ職種ニハ其

ノ指定スル年月日以後ハ其ノ指定シタル禁止又ハ制